

## 高石市ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高石市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 市ホームページに掲載する広告は、市民生活の利便性の向上に寄与するものとし、その範囲は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 次に掲げる規定又は規範に違反するおそれのあるもの
  - ア 法令、条例その他の規定
  - イ 業界、団体等の自主規定又は規範
  - ウ その他社会的規範
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 社会問題についての主義主張などの意見広告やこれに類するもの
- (5) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職にある者（当該候補者になろうとする者を含む。）を推薦し、支持し、又はこれに反対するもの
- (6) あたかも市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (7) 虚偽又は誇大な表現で市民の的確な判断を誤らせるおそれのあるもの
- (8) 責任の所在又は内容若しくは表現が不明確なもの
- (9) 他者の名誉毀損、信用棄損又は業務妨害となるおそれのあるもの
- (10) 個人や団体の人格広告を目的としたもの
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号の適用をうける業種及び類似する業種
- (12) 紛争が発生し、又は発生するおそれがあり、本市又は市民その他閲覧者が不利益を被るおそれのあるもの
- (13) 市税を滞納している者が広告主になっているもの
- (14) その他市長が掲載することが適当でないとするもの

2 前項の規定は、広告からのリンク先として指定されるホームページの内容についても適用する。

(広告の規格等)

第3条 市ホームページに掲載する広告は、トップページのバナー広告とし、規格は次のとおりとする。

- (1) 大きさ 天地50ピクセル×左右150ピクセル
- (2) 画像形式 GIF (アニメ又は透過GIFは不可とする。) 又はJPEG
- (3) 容量 10KB以内

2 広告の掲載位置、掲載順序は、市が指定する位置とする。

3 市ホームページに掲載する広告は、日本工業規格 JIS X 8341-3 高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス - 第3部: ウェブコンテンツに配慮しなければならない。

(広告の掲載料)

第4条 広告掲載料は、次のとおりとする。

1か月 10,000円

連続6か月 54,000円

連続12か月 100,000円

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、市ホームページ等の広報媒体を活用し、公募により市長が随時行うものとする。

(広告の申込み)

第6条 市ホームページに広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、高石市ホームページ広告掲載申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 同一の申込者が申し込める広告は、1か月に1枠分とする。ただし、広告枠に空きがある場合は、この限りではない。

(広告掲載の決定等)

第7条 市長は、前条の申込みを受理した場合は、その内容を審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 市長は、広告掲載を決定した場合は、高石市ホームページ広告掲載決定通知書(様式第2号)により申込者へ通知するものとする。

3 広告掲載申込み数が広告枠数を超える場合は、受付け順により決定するものとする。

(広告原稿の作成等)

第8条 広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに、広告原稿を指定する場所に提出しなければならない。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担により作成するものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告主は、高石市会計規則(平成7年高石市規則第2号)で定める納入通知書により、市長が指定する日までに広告掲載料を一括して納付しなければならない。

(広告掲載期間)

第10条 広告掲載期間は1か月単位とし、1度の申込みで連続して掲載することができる期間は最大12か月とする。

2 広告は掲載開始日の午前9時から掲載を開始し、掲載終了日の午後5時30分をもって終了とする。

(広告掲載期間の延長)

第11条 広告の掲載期間中において、広告主の責めに帰すことのできない理由により、広告の掲載ができなかった場合は、掲載できなかった日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1か月あたり1日未満の場合は、この限りでない。

(広告掲載の取消)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、広告掲載期間中であっても、広告主に通告することなく広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
- (2) 指定する期日までに広告原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告主のホームページの内容が第2条第1項の規定に反する状態に至っていると市長が判断したとき。
- (4) その他市ホームページへ掲載することが不適切であると市長が認めたとき。

(広告掲載料の返還)

第13条 既納の広告掲載料は返還しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りでない。

(広告主の責務)

第14条 広告の内容等に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。